

農業生産現場の強化に向けて

農地中間管理機構制度の創設

1. 農地中間管理機構制度

創設の経緯

現在、我が国の担い手農家の農地利用率は全農地の約5割となっておりますが、高齢化の進行により、65歳以上の基幹的農業従事者は全体の6割以上を占め、担い手がいない集落も半数を占めています。また、耕作放棄地も高齢農業者のリタイア等に伴い急激に拡大し、滋賀県全面積とほぼ同じ40万haが耕作放棄地となつており、今後、農業生産力の急激な低下が懸念されるところです。

2. 農地中間管理機構の業務

集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として都道府県段階に公的な機関である農地中間管理機構（以下「機構」という。）を整備し、活用することとなりました。

なお、この制度は農業・農村全体の所得倍増を目指して昨年12月に国が取りまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても柱の施策として位置づけられています。

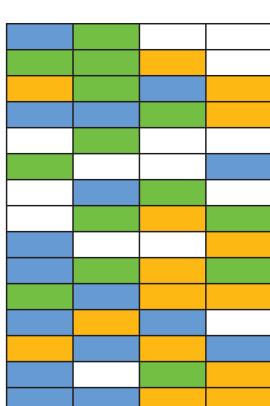
このような状況の中、昨年6月に取りまとめられた日本再興戦略において、農林水産業を成長産業にするため、法人経営、集落営農等の多様な担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、

今後10年間で全農地の8割が担い手に活用されること等の目標が掲げられました。このため国では、担い手への農地集積と

機構は、担い手農家等の分散した農地や離農意向農家の農地、耕作放棄地等を借り受け、必要な場合には、大区画化や再生整備等の基盤整備を行い、担い手農家等がまとまりのある形で耕作しやす

地域内の分散・錯綜した農地利用

〈1枚の圃場 30a区画〉



緑 A 認定農家

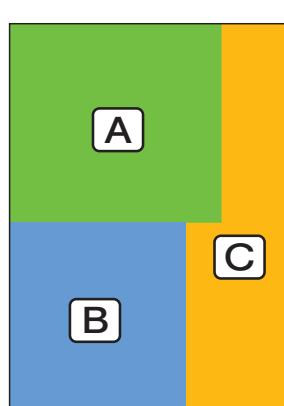
青 B 規模拡大意向農家

黄 C 農業生産法人

白 D 耕作放棄地、離農意向農家等

担い手等ごとに集約化した農地利用

〈1枚の圃場 1ha区画〉



A 認定農家

B 規模拡大意向農家

C 農業生産法人

農地の集積・集約化でコスト削減

家や新規就農希望者等に貸し付けます。

機構は公的な機関であり、借り受けた農地に対する賃借料は毎年度同機構から支払われ、担い手等に貸し付けるまで間は責任を持つて農地の管理を行いますので、安心して農地を貸し付けることができます。

なお、沖縄県では、公益財団法人沖縄県農業振興公社が本年3月27日に農地中間管理機構に指定され、4月1日から業務を開始しました。

3. 農地中間管理機構に農地を貸し付ける際の支援策

機構へ農地を出していただいた農地所有者や地域に対して、次のような支援策が措置されています。

① 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた地域に対して交付。なお、協力金の使い道は地域で決めることが可能。

(地域における話し合い)

- ◎今後の中心となる経営体はどこか
- ◎地域の担い手は十分確保されているか
- ◎将来の農地利用のあり方
- ◎農地中間管理機構の活用方針 等



このため、地域の実情に合わせたプランの見直しを含め、人・農地プランに係る地域における積極的な話し合い活動等は、農地中間管理制度を効果的に推進していく上で大変重要なポイントとなってきます。

機構は、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととされています。

4. 人・農地プランとの関連

平成24年度より地域の将来像を描く「人・農地プラン」づくりを進めています。

③ 耕作者集積協力金

機構の借受農地に隣接する農地を機構に貸し付けた農家を対象に交付（毎年支払われる賃借料とは別に交付）。

（お問い合わせ先）
沖縄総合事務局 農林水産部 経営課
☎ (098)866-1618

農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額253億円】

(平成25補正153億円+平成26当初100億円)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付（使い方は地域の判断）

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※上記は27年度までの特別単価
(=基本単価の2倍)

(28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

※ このほか交付事務費として3億円

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

1 交付対象者

- 機構に貸し付けることにより、
- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
 - ・農地が機構から受け手に貸し付けられること
- (集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3 交付単価

- | | |
|-------------|---------|
| 0.5ha以下 | ：30万円/戸 |
| 0.5ha超2ha以下 | ：50万円/戸 |
| 2ha超 | ：70万円/戸 |

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

1 交付対象者

- 機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、
- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3 交付単価

- 2万円/10a
※上記は27年度までの特別単価
(=基本単価の4倍)
(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)